

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第50期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社芝浦電子

【英訳名】 SHIBAURA ELECTRONICS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋 倉 宏 行

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市桜区町谷2丁目7番18号

【電話番号】 (048)859-6010 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事務部長 柳 沢 幸 一

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市桜区町谷2丁目7番18号

【電話番号】 (048)859-6010 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事務部長 柳 沢 幸 一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月14日に提出いたしました第50期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)の半期報告書に添付の中間監査報告書(個別)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第50期中 独立監査人の中間監査報告書(個別)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社芝浦電子
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員	公認会計士	齋藤正三 ㊞
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	石田勝也 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社芝浦電子の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社芝浦電子の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、支出時に費用として処理する方法から内規に基づく当中間会計期間末要支給額を引当金計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社芝浦電子
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員	公認会計士	齋藤正三 ㊞
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	石田勝也 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社芝浦電子の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社芝浦電子の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、支出時に費用として処理する方法から内規に基づく当中間会計期間末支給額を引当金計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。